



# 宮 崎 県 公 報

平成25年12月12日 (木曜日) 第 2548 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○民有林の保安林の指定の解除…………… ( “ ) 3	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… ( “ ) 3	
○重要生息地の指定…………… ( “ ) 3	

○道路の区域の変更 (7件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (8件) …………… ( “ ) 4	

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生・協・数課) 6	
○ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 6	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… ( “ ) 7	

### 病 院 局 告 告

○落札者等の公告…………… 8	
-----------------	--

### 正 誤

○昭和60年12月25日付け県公報 (号外第96号) 中…………… 8	
○平成25年6月25日付け県公報 (号外第37号) 別 冊 (43頁) 中…………… 8	

## 告 示

### 宮崎県告示第 728号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570601114	訪問介護 緑の風	宮崎県日向市東郷町山陰辛 264番 2	医療法人社団望山会	宮崎県日向市東郷町山陰辛 241番地 1	平成25年 9 月 1 日	訪問介護
4570601122	デイサービス 緑の風	宮崎県日向市東郷町山陰辛 264番地 2	医療法人社団望山会	宮崎県日向市東郷町山陰辛 241番地 1	平成25年 9 月 1 日	通所介護
4571900911	サポートセンター 愛Life	宮崎県東諸県郡国富町三名三ヶ町1162番地 2	株式会社愛Life	宮崎県東諸県郡国富町三名三ヶ町1162番地 2	平成25年 9 月 1 日	訪問介護
4572001404	訪問介護ステーションいきいき	宮崎県児湯郡木城町中之又 351-14	株式会社かぐら宿	宮崎県児湯郡木城町中之又 118番地	平成25年 9 月 1 日	訪問介護
4570203184	訪問介護サービスステーションつくしんぼう	宮崎県都城市下川東一丁目 2 号 3 番地	合同会社和	宮崎県都城市下川東一丁目 2 号 3 番地	平成25年 9 月 9 日	訪問介護

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 729号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成25年12月12日

介護保 険事業 所番号	指定居宅介護支援 事業所		指定居宅介護支援 業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203176	居宅介護支援事業 所 かりん	宮崎県都城市志比 田町9539番地 2	合同会社かりん	宮崎県都城市志比 田町9539番地 2	平成25年 9 月 1 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 730号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定に  
より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570601114	訪問介護 緑の風	宮崎県日向市東郷 町山陰辛 264番 2	医療法人社団望山 会	宮崎県日向市東郷 町山陰辛 241番地 1	平成25年 9 月 1 日	介護予防訪問介 護
4570601122	デイサービス 緑 の風	宮崎県日向市東郷 町山陰辛 264番地 2	医療法人社団望山 会	宮崎県日向市東郷 町山陰辛 241番地 1	平成25年 9 月 1 日	介護予防通所介 護
4571900911	サポートセンター 愛Life	宮崎県東諸県郡国 富町三名三ヶ町11 62番地 2	株式会社愛Life	宮崎県東諸県郡国 富町三名三ヶ町 1162番地 2	平成25年 9 月 1 日	介護予防訪問介 護
4572001404	訪問介護ステー ションいきいき	宮崎県児湯郡木城 町中之又 351-14	株式会社かぐら宿	宮崎県児湯郡木城 町中之又 118番地	平成25年 9 月 1 日	介護予防訪問介 護
4570203184	訪問介護サービ スステーション つ くしんぼう	宮崎県都城市下川 東一丁目 2 号 3 番 地	合同会社和	宮崎県都城市下川 東一丁目 2 号 3 番 地	平成25年 9 月 9 日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 731号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定  
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅介護支援 事業所		指定居宅介護支援 業者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570301533	指定居宅介護支援 事業なでこ	宮崎県延岡市土々 呂町 2 丁目 566番	有限会社みやはら 介護保険企画	宮崎県延岡市高千 穂通 4 番地12	平成25年 9 月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 732号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により  
、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字荒河内5319-  
1
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所  
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡  
以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 733号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除に係る民有林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小原井4154-15、4154-16、4154-20、4167-8
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

## 宮崎県告示第 734号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2745号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する都城市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
都城市役所  
海江田鈴雄、荒場清信、黒木玉雄、山田昌生、杉本チヨ、前畑正朗、増田新吉、村上まゆみ、大岐カノ、大山九平、釘田源兵衛、田平政己、飯田留男、片平計佐明、有馬愛之助、和田光義
- 通知の要旨
  - 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
  - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2745号によること。

## 宮崎県告示第 735号

宮崎県野生動物植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第23条第 1 項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 名称  
鳥屋岳重要生息地
- 指定の区域  
高千穂町大字押方の一部
- 指定の区域の保護に関する指針
  - 野生植物の個体群の生育のために確保すべき環境  
個体の生育のためには、その生育環境である森林において、草刈り等によって日照の確保や林床の状態を良好に保つとともに、自生種と移入種の区域の管理を徹底するなど、当該区域の植生を適切に維持することが必要である。
  - 生育環境の維持のための管理の方針  
当該重要生息地は、これまで、地域住民等による草刈り等の保護活動が行われており、今後も(1)で掲げた生育の環境を確保するため、こうした保護活動を、植物の生育に支障を及ぼさな

い適切な時期に、適切な方法で継続することにより、植生の遷移の抑制や移入種の防除、日照確保に努めることが重要である。

また、杉の伐採に当たっては、皆伐を避け、林内の植物が生育できる環境を維持することが重要である。

## 宮崎県告示第 736号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町南郷区水清谷字小原3053番3地先から同郡同町同区水清谷同字3053番3地先まで	旧	4.5 ~ 7.9	30.8
				新	4.5 ~ 34.6	30.8

## 宮崎県告示第 737号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 446号	日向市東郷町下三ヶ字黒松1695番1地先から同市同町下三ヶ同字1696番3地先まで	旧	9.3 ~ 33.4	424.9
				新	15.0 ~ 82.7	424.9

## 宮崎県告示第 738号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 46号	日向市東郷 町下三ヶ字 田口原1586 番42地先か ら同市同町 下三ヶ同字 1586番42地 先まで	旧	17.7～ 25.0	42.0
				新	17.7～ 37.8	42.0

**宮崎県告示第 739号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 一松露1748 番 1 地先か ら同市同町 下三ヶ同字 1748番 1 地 先まで	旧	20.5～ 36.2	133.2
				新	24.7～ 41.6	133.2

**宮崎県告示第 740号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字長尾 4858番 1 地 先から同郡 同町同大字	旧	5.2 ～ 10.0	125.3
				新	10.0～ 19.0	125.3

				同字4858番 1 地先まで		
--	--	--	--	-------------------	--	--

**宮崎県告示第 741号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字板屋 5353番地先 から同郡同 町同大字同 字5337番 1 地先まで	旧	6.0 ～ 9.0	110.0
				新	7.0 ～ 20.4	110.0

**宮崎県告示第 742号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字杭 谷 590番 1 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 590番 1 地 先まで	旧	5.2 ～ 11.8	24.1
				新	5.2 ～ 22.9	24.1

**宮崎県告示第 743号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字小 原3053番 3 地先から同 郡同町同区 水清谷同字 3053番 3 地 先まで	平成25年12月12日

**宮崎県告示第 744号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 46号	日向市東郷 町下三ヶ字 黒松1695番 1 地先から 同市同町下 三ヶ同字16 96番 3 地先 まで	平成25年12月12日

**宮崎県告示第 745号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 46号	日向市東郷 町下三ヶ字 田口原1586 番42地先か ら同市同町 下三ヶ同字 1586番42地	平成25年12月12日

			先まで	
--	--	--	-----	--

**宮崎県告示第 746号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 一松露1748 番 1 地先か ら同市同町 下三ヶ同字 1748番 1 地 先まで	平成25年12月12日

**宮崎県告示第 747号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字長尾 4858番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字4858番 1 地先まで	平成25年12月12日

**宮崎県告示第 748号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字板屋 5353番地先 から同郡同 町同大字同 字5337番 1 地先まで	平成25年12月12日

宮崎県告示第 749号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字杭 谷 590番 1 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 590番 1 地 先まで	平成25年12月12日

宮崎県告示第 750号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月12日から平成25年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
372	県道	塩路佐 土原線	宮崎市佐土 原町下那珂 字下ノ山29 40番 176地 先から同市 同町下那珂 同字2940番	平成25年12月12日

			441地先ま で	
--	--	--	-------------	--

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 25年 11月 29日	特定非営利 活動法人宮 崎県防災士 ネットワー ク	猪狩 信浩	宮崎県宮 崎市鶴島 2丁目9 番 6 号み やざきN P Oハウ ス 405号 室	この法人は、 広く住民を対象 として、幅広い 防災啓発活動を 実施するととも に、平常時にお ける地域防災力 の向上のために 、自助・共助・ 協働を原則とし て、地域に根ざ し防災に関わる 人づくりや防災 士の技術研鑽と 、災害時におけ る住民への支援 や支援活動に取 り組む防災士へ の支援を通じ、 もって、減災文 化を創造し、住 民が心豊かに、 安心して、安全 に暮らせるまち づくりに寄与す ることを目的と する。

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成25年度第 2 回ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時  
平成26年 2 月 4 日（火曜日）及び 2 月 5 日（水曜日）
- 試験の場所  
宮崎市保健所 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 6 番地 2
- 試験科目及び試験時間



種類	試験科目	日程	時間
学科 試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	2月4日 (火曜日)	午前10時 から午前 11時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	2月4日 (火曜日)	午前11時 15分から 正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	2月4日 (火曜日)	午後1時 から午後 5時まで
		2月5日 (水曜日)	午前10時 から午後 5時まで のうち約 1時間（ 受験人数 次第で4 日のみと なること がある。 実技の日 時につい ては、後 日送付す る受験票 で通知す る。）

4 受験資格  
次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 調理師法（昭和33年法律第 147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第 245号）の規定により栄養士の免許を受けている者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者）で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設、寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類（生きているものを除く。）及びその製品を取り扱う施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料  
7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 受験願書の受付期間  
平成25年12月16日（月曜日）から12月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで）とし、郵送の場合は、12月27日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先  
受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

(1) ふぐ処理師試験受験願書 2通

(2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し（提出先の保健所で写しをとるので、原本も提出すること。）

(3) 4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、修了証明書、学力に関する証明書又は卒業証書の原本）、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準による所定の課程の受講証明書 各2通

(4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉

(5) 受験票及び写真票（返信用50円切手を貼付） 1通

9 受験票の交付  
受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。

10 受験者心得

(1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。

(2) 持参するもの  
筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）、作業用靴及び手ぬぐい

11 その他

(1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。

(2) 合格発表は、平成26年2月19日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。

(3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月12日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市

2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画 地区計画  
赤江東地区 地区計画

3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
綾町
- 2 都市計画の種類及び名称  
綾都市計画下水道 綾公共下水道
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県高岡土木事務所

**病院局公告**

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年12月12日

宮崎県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
泌尿器科内視鏡セット 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 落札者を決定した日

平成25年11月27日

- 4 落札者の氏名及び住所  
アイティーアイ(株)宮崎支店 宮崎市清武町加納 3 丁目10番
- 5 落札金額  
39,800,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年10月17日

**正 誤**

昭和60年12月25日付け県公報（号外第96号）中

ページ	行	誤	正
7	5～6	診療放射線技師、理学療法士	診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士

平成25年 6 月25日付け県公報（号外第37号）別冊（43頁）中

(2) 山 林

誤

土地の 権利区分	面 積 (単位：㎡)			立木の推定蓄積量 (単位：㎡)		
	平24. 9. 30現在高	平24. 10. 1～平25. 3. 31 までの増減高	平25. 3. 31現在高	平24. 9. 30現在高	平24. 10. 1～平25. 3. 31 までの増減高	平25. 3. 31現在高
所 有	25,256,508.04	△ 22,192.19 0.00	25,234,315.85	2,003,631.46	△ 222.00 29,273.00	2,032,682.46
分 収	93,058,113.74	△ 91,400.00 0.00	92,966,713.74	3,194,324.19	△ 3,351.00 47,421.00	3,238,394.19
合 計	118,314,621.78	△ 113,592.19 0.00	118,201,029.59	5,197,955.65	△ 3,573.00 76,694.00	5,271,076.65

(2) 山 林

正

土地の 権利区分	面 積 (単位：㎡)			立木の推定蓄積量 (単位：㎡)		
	平24. 9. 30現在高	平24. 10. 1～平25. 3. 31 までの増減高	平25. 3. 31現在高	平24. 9. 30現在高	平24. 10. 1～平25. 3. 31 までの増減高	平25. 3. 31現在高
所 有	25,256,508.04	△ 22,352.07 79.88	25,234,235.85	2,003,631.46	△ 222.00 29,273.00	2,032,682.46
分 収	93,058,113.74	△ 91,400.00 0.00	92,966,713.74	3,194,324.19	△ 3,351.00 47,421.00	3,238,394.19
合 計	118,314,621.78	△ 113,752.07 79.88	118,200,949.59	5,197,955.65	△ 3,573.00 76,694.00	5,271,076.65